

特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、**関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せ**をするもの（※）。
（※）特定最低賃金が設定された場合でも、**使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。**
- **関係労使の申出に基づき**、最低賃金審議会の調査審議を経て、**地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定**される。
- 令和8年3月現在、全国で224件設定（うち地域別最賃を上回るのは112件）。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のものは1件のみ（平成12年以降、改正されず）。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 労使の取組を補完するもの	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する セーフティネット
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ 産業・職業を問わず すべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設 : 対象労働者の 2分の1以上 の労働協約等 改正・廃止 : 対象労働者の 3分の1以上 の労働協約等 ○ 新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)

特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

- 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、**（１）（２）の2つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等**については、いずれも**中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている。**
- 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、**実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向**がある。地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、**結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加**している。

(1) 労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹的労働者の<u>2分の1以上</u>が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の<u>全部の合意</u>により行われる申出であること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹的労働者の概ね<u>3分の1以上</u>が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の<u>全部の合意</u>により行われる申出であること

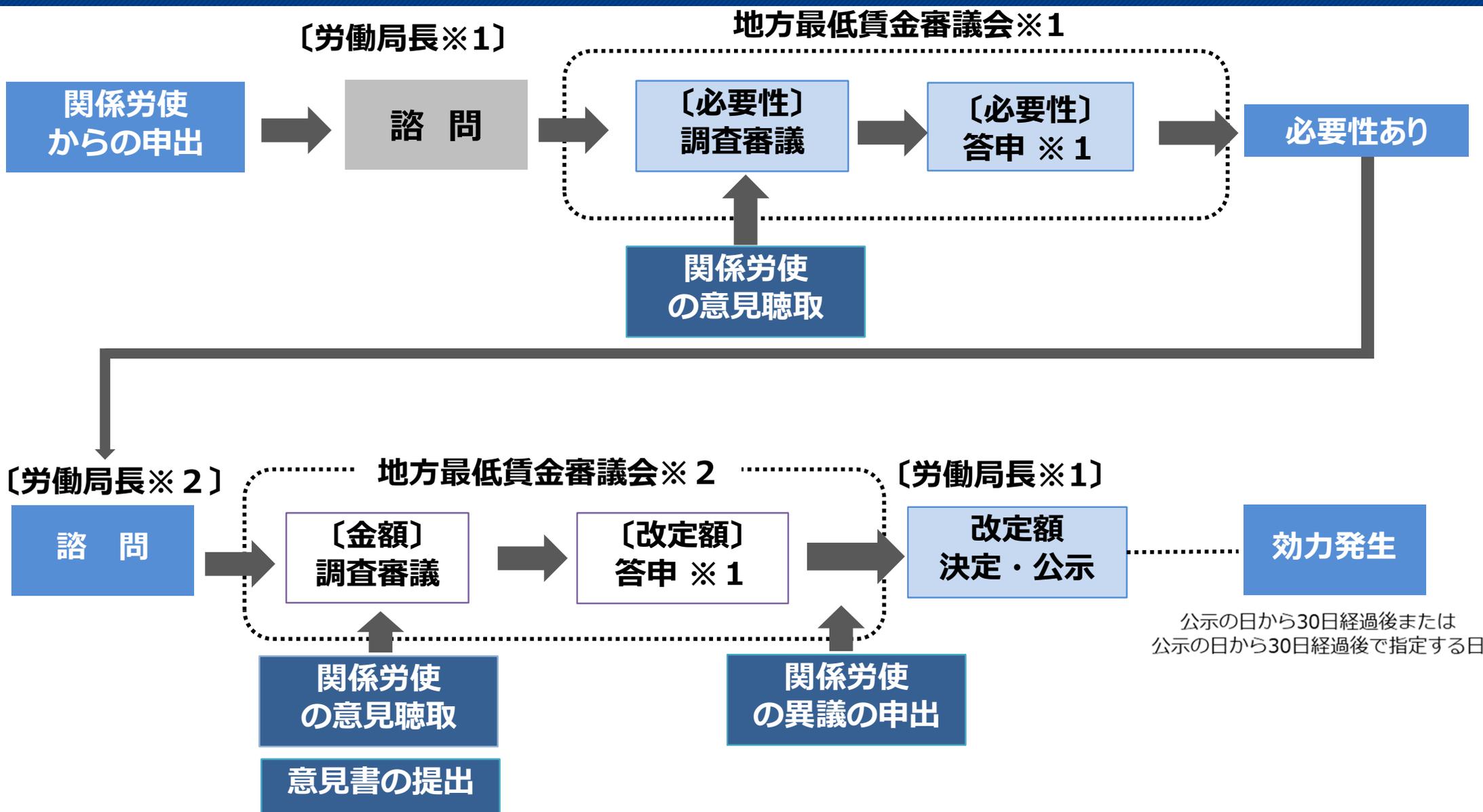
(2) 公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注1、注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用される労働者又は使用者の概ね<u>3分の1以上</u>の合意による申出等

(注1) 「当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい」ことが労使合意で定められている。

(注2) 「一般の産業では企業間等に賃金格差は通常存在し、またその生ずる原因は多様。（略）賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

(参考) 特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の**必要性**や、**金額審議**については、**全会一致の議決に至るよう努力**するものとされている**(労使合意による取り決め)**。

※2 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読み替える。

特定最低賃金の現状（令和8年3月現在）

	設定件数	適用 使用者数	適用 労働者数
地域別最賃下回るものを含む	224件	約9.07万人	約301万人
地域別最賃下回るものを除く	112件	約4.77万人	約183万人

	新設	改正	廃止
平成27年度	0	199	0
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1 岩手・百貨店	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1
令和5年度	0	143	2
令和6年度	0	133	0
令和7年度	0	112	0

業 種	件数(件)	適用使用者数 (百人)	適用労働者数(百人)
食料品・飲料製造業関係	5 (1)	3 (1)	138 (50)
繊維工業関係	5 (0)	6 (0)	133 (0)
木材・木製品製造業関係	1 (0)	1 (0)	7 (0)
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2 (1)	1 (1)	78 (18)
印刷・同関連産業関係	1 (0)	3 (0)	34 (0)
塗料製造業関係	4 (3)	1 (1)	63 (48)
ゴム製品製造業関係	1 (0)	1 (0)	58 (0)
窯業・土石製品製造業関係	4 (2)	3 (1)	102 (68)
鉄鋼業関係	20 (17)	31 (26)	1,423 (1,303)
非鉄金属製造業関係	9 (6)	9 (6)	417 (221)
金属製品製造業関係	4 (0)	9 (0)	115 (0)
一般機械器具製造業関係	25 (14)	228 (124)	5,625 (3,384)
精密機械器具製造業関係	7 (4)	7 (4)	220 (139)
電気機械器具製造業等関係	45 (27)	211 (115)	9,145 (5,071)
輸送用機械器具製造業関係	33 (25)	143 (115)	8,486 (7,105)
小 計	166 (100)	657 (394)	26,044 (17,407)
新聞・出版業関係	1 (0)	1 (0)	5 (0)
各種商品小売業関係	30 (2)	16 (1)	1,813 (119)
自動車小売業関係	23 (10)	215 (82)	2,134 (771)
自動車整備業関係	1 (0)	10 (0)	35 (0)
道路貨物自動車運送業関係	1 (0)	3 (0)	23 (0)
※旧産業別最低賃金			
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1 (0)	4 (0)	7 (0)
全国非金属鉱業（厚生労働大臣決定）関係	1 (0)	1 (0)	4 (0)
合 計	224 (112)	907 (477)	30,065 (18,297)

※括弧書きは地域別最賃を上回る特定最低賃金